

幕末期における保呂羽山の周辺

塩谷順耳*

まえがき

由利・平鹿・仙北三郡境の保呂羽山に鎮座する波宇志別神社は、古くから崇敬をあつめてきた式内社であるが、江戸時代に入ってから藩主から、国（藩）内三社に設定され、各層から尊崇されている。長い間それを司ってきた大友・守屋両家も士分格に列せられる一方で、社家大頭役に任命され、藩内の社家を統制している。このあたりの事情は、先に拙稿「守屋文書について」（昭和51年・秋田博研報1号）・「社家統制と中世遺制—保呂羽山と組機構—」（昭和51年・秋大史学23号）・「羽後式内社と保呂羽山信仰」（昭和51年・名著出版『東北霊山と修験道』所収）で紹介したとおりである。

そのポイントになる内容は、

①藩内社家の機構は、社家大頭役—社家組頭—社家組下のピラミッド型になっており、大頭役は大友・守屋両家の並列で、世襲である。「組」は男鹿・新城・城下・河辺・六郷・北浦・大森の七組から成り、組頭はその範囲内の古社神官が任命されている。これは必ずしも世襲でない。

②男鹿組が最北であることからわかるように、社家の北限が高岳山になっており、その北に社家は存在しない。すなわち社家の分布は藩権力の及ぶ範囲と一致しない。そしてこれは、中世以来の保呂羽信仰圏に基因しているのではなからうか。

ほぼ以上の二つである。今回はこれらを受け、資料紹介になると思うが北浦組の範囲、及びその中の一組下が行った獅子廻りなどについて若干の紹介をしてみたいと思う。利用した史料は主に本館が所蔵している「守屋文書」である。

なお、鈴木重孝の『絹篩』野石村の支郷五明光村の

項に、

鈴木佐仲 社家除地、北浦村紀丹後下社家なり。近年能代町祭礼に頼れるに付き嘉永元申年より能代惣丁より二人扶持、別当より一人扶持附られたり。其詮は山本郡に神家無く山伏はかり斯致したりと云。とある。山本郡に社家が存在しなかったことを証する記録として、ここに付記しておきたい。

1. 北浦組の範囲

組の範囲は江戸時代の郡域とは無関係である。これは修験の組も同様で14に区画されていた。

北浦組は17人の組下から構成されていたが、先ずこの実態から説明することにする。分布の状況は略図の通りである。17人の分布は14カ村にまたがり、長野・西長野、及び鎌川の3カ村が2人ずつで、他は1人ずつである。生保内村八木沢の黒沢要人、小山田村の赤倉藏人らが最北で、その北に組下、いわゆる社家はいない。従ってその北にある神社は修験が司っていたことになる。西は少し西方寄りの西長野・小杉山で、南は鶯野、及び長野であった。結局、長野と鶯野を結ぶ線で六郷組と境を接していたといえよう。社家の組機構が区域を定めるに当たって、何を基準にしたかは明確でない。しかし織豊時代、山北地方に再編成された北浦・中郡・上浦三郡のうちの北浦郡と北浦組が一致している点は注目に値する。またその特異さは、六郷組がやはり山北三郡のうちの中郡の枠と一致していることにもあてはまる。江戸時代、角館はそこに所預が置かれ、佐竹北家はその任にあったから、一地域の中心にふさわしい面をもっていたが、六郷はそうした条件下にあるとは言えない。『秋田風土記』によれば、北浦組の組頭を代々つとめた鈴木家は祖を兵庫と云い、

* 秋田県立博物館

その子、福太夫は戸沢氏に従って関ヶ原で功があったとされている。また鈴木家が司っている角館神社は、戸沢時代、戸沢氏の城の大手（追手）にあったというし、やはり鈴木家が司っていた天満宮は、かつて戸沢氏が自己の鎮守として尊崇していた。このように見ると、北浦組組頭鈴木淡路は、彼が司っている神社・天満宮と共に中世北浦に君臨した戸沢氏と極めて深い関係をもっていたことがわかる。他方、六郷組は天和の頃からしばしば熊野社の熊谷家が組頭をつとめている。この地には熊野社と殆んど歴史を同じくする諏訪神社があるが、そこの神官齊藤氏も熊谷家と共に組頭を何回かつとめた。この熊野・諏訪両社は中世以

来の古社で、その地の支配者六郷氏の歴史と切り離して考えられない。こうした古社の社家が組頭をつとめ、しかも六郷組の範囲が中郡に限られていることは、やはり中世の影響がそこに感じられる。換言すれば、あえて六郷組を区画したのは、熊野・諏訪両社が中世以来の古社であり、かつての中郡の中心的位置にあったからと思われる。

組の区画について言えば新城組も問題になる。この組の範囲は太平山の麓に横たわる太平沢で、面積はあまり広くない。組下も5家で、それに接する城下組が23家であるから、それに包摂されるのが順当であろう。それに、伝統的に組頭をつとめてきた勝手明神の神官

は、城内大八幡などに関係をもっていた。幕末の頃、近谷家が組頭であったが、彼はやはり城内大八幡をも司っている。にもかかわらず新城組として独立の区画をもっていたのは、それなりの伝統があったからと思われる。それは、一つはこの地域が太平山信仰との関係で中世以来まとまりをもっていたこと、そして一つには、太平の沢が中世前期以来大江氏の支配する一単位であったことに集約されると判断される。

佐竹氏は常陸から追従してまた社家をさしおき、しかも城下から遠く離れた保呂羽山のの友・守屋両家を社家大頭役にした。異例の二家並立も中世以来の実態を加味したものであった。つまり、こうした佐竹氏入部以前の伝統を尊重した姿勢が、自ら組の設定にも影響を与えたといえる。その点は、修験の区画とは異なっていた。

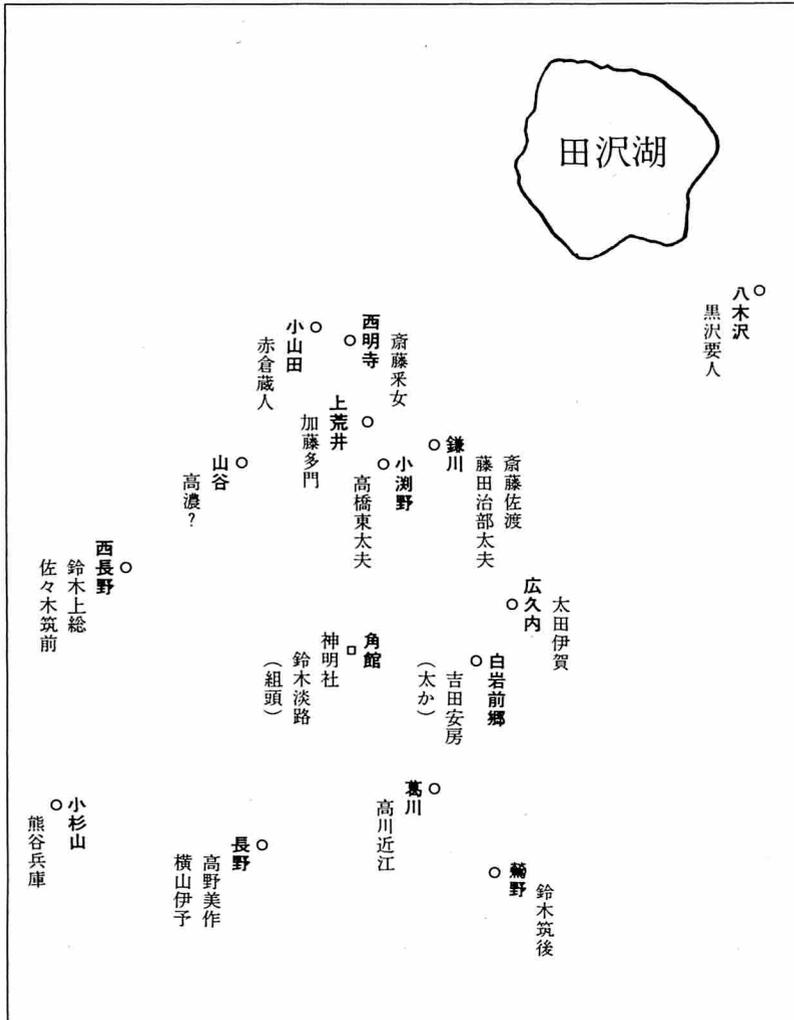


図1 北浦組の分布

表1 北浦組組下表 (文政5年)

組 頭	組 下	居 住 村
鈴木淡路 (角館神明 社神主)	熊谷兵庫	小杉山村
	高濃美作	長野村
	鈴木筑後	鶯野村
	太田安房	白岩前郷村
	高橋東大夫	小淵野村
	横山伊予	長野村
	斉藤采女	西明寺村
	斉藤佐渡	鎌川村
	高濃 ?	山谷村
	藤田治部大夫	鎌川村
	高川近江	葛川村
	鈴木上総	西長野村
	佐々木筑前	西長野村
	加藤多門	荒井村
	太田伊賀	白岩広久内村
	赤倉蔵人	小山田村
	黒沢要人	八木沢村

2. 獅子廻り

万延元年(1860)8月、北浦組の組頭鈴木信濃は、組下である小淵野村社家高橋豊後からの要望として、同豊後が獅子廻りすることの許可願いを大友・守屋に呈出した。他方、これと同時に、北浦18カ村から肝煎連印で、神主願出の通り、小淵野村に鎮座する白山神社が獅子廻りすることの許可願いを、やはり大友・守屋に呈出している。肝煎呈出の文書に白山神社の神官名は記載されていないが、双方ともに小淵野村にかかわっているから高橋豊後であることは疑いないであろう。なおこの18の村は、小淵野・西荒井・上阿ら井・門屋・西門寺・小山田・下桧木内・上桧木内・田沢・生保内・刺巻・卒田・梅沢・荒川尻・東前郷・上宮田・鎌川・院内の各村である。この18カ村が獅子廻りを願出した理由は、白山神社が蚕を守る神として昔から舞獅子御祈禱を行ってきたが、近来中断しているため、それを復活させることにあった。

藩内で広く養蚕が行われていたことは自明の通りで、雄勝地方を中心に平鹿・仙北でもくまなく行われてい

た。蚕に害を与えるねずみ退治のため、猫をまつる堂が各地に見られるのはそれに由来するし、北浦地域においても、最北の山間部に位置する下桧木内村の場合、「此里蚕を飼ふこと第一の産とす」(『秋田風土記』)の状態であった。また同風土記には、小淵野村白山神社の神主は高橋東太夫で、9月16日が祭礼であり、そのときには、「祈願の者、真綿を奉る」と記載されている。真綿は繭からつくるから、ここが養蚕の神として崇敬され、参詣人がそれを奉納したのも確かであろう。

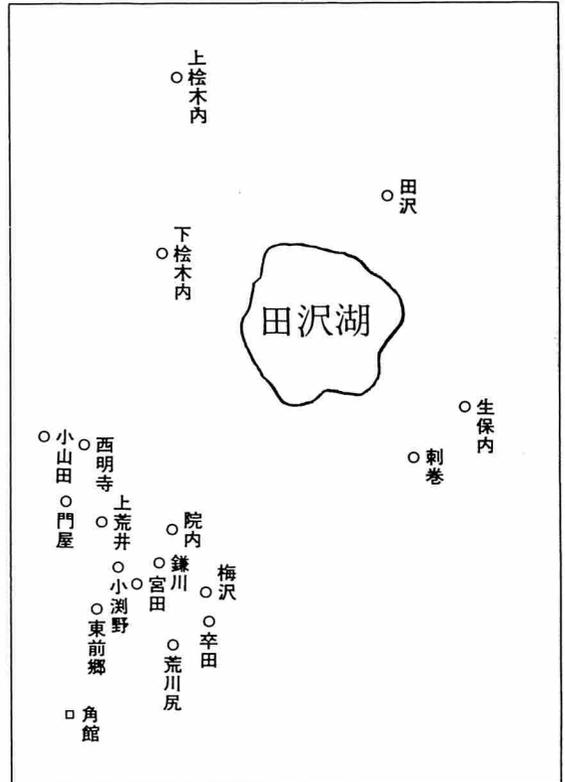


図2 獅子廻りの要望を提出した18カ村

ところで上の記録は、組下が自分の司る領域を超えて舞獅子廻りをした一例である。前述のように北浦組は17人の組下から成るが、高橋豊後はその一人で、彼が廻る上荒井村には加藤、小山田村には赤倉などの社家がそれぞれ居住していた。にもかかわらず高橋豊後が、広く田沢湖周辺の村々を廻りえたのは、やはり彼の司る白山神社が養蚕の神として広く崇敬されていたからである。本来、組下の守備範囲はあまり広くない。自分が守護する神社の氏子の範囲は原則として村内に限られるし、しかも村内には修験の司る神社も存在す

るから、現実に祭りを司っている神社は2～3社である。従って生活が苦しく、上掲組頭鈴木信濃が大友・守屋に呈出した口上にも、「近年物高値に付、御神事指支」と付記されている。獅子廻りは歴史が古く、それが始まる契機は神社毎に異なるであろうが、社家が収入を得るための手段としていたという基底的条件があったことは疑いないであろう。そしてこの白山社の場合は、養蚕を営む農民の利害と一致したことから維持・存続されていたといえる。

高橋豊後が獅子廻りした村は、北浦組の範囲のうち角館以北である。この高橋家は、佐藤久治氏の『秋田の社家と神子』によれば、文明18年(1485)に没したという高橋重泰が中興になっている。中興というからには、それ以前から続いていたことを意味する。文明年間云々の出典が不明であるが、多分伝承として残ったものであろう。それにしても、組下である高橋豊後が、自分の居住する村を超え、かなり広い地域を廻りえたのは古い伝統が背景にあったからであり、文明年間にかかわる伝承は信憑性をもつものと考えてよい。高橋家も白山社も、恐らく戸沢氏時代から、その権力の保護下にあったと思われる。

江戸時代、獅子廻りは広く行われていた。『月の出羽道』からこの周辺を拾うと、境の唐松社・今泉伊豆権現社・北檜岡五社権現・神宮寺八幡・高関下郷神明宮・大曲西根新堀村八幡宮・六郷高野熊野社・鍵見内本郷八幡宮などで行われ、また沼館の若宮八幡の獅子頭も有名であった。この中で郡単位の規模で行われたのは唐松社と沼館の若宮八幡で、前者は仙北・平鹿郡内を廻り、後者は雄勝・平鹿を廻った。源義家の伝説をもつ古社沼館若宮八幡の場合を、『月の出羽道』によって更に細かく紹介すると、

平鹿郡一角間川・田村・阿気・薄井・大森・今宿・造山・南形・深井・西野・下堀・今泉・植田・浅舞・樽見内・東里・砂子田・蛭野・下河原・石塚・大塚・矢神、都合廿三カ村雄勝郡一嶋田・田子内・足田・西馬音内・大久保・角間・森村・本金谷・柳田・蔵内・深堀・山田・関口・小野・横堀・役内・湯沢町・岩崎、都合二十ヶ村、両郡合四十三箇村也以上のようになっている。これらの集落を見る限りでは仙北平野の西部にかたよっている。見方を変えると、

雄物川流域に集中し、郡内にあまねく行きわたっていない。それにしても雄物川流域を主に廻った沼館の若宮八幡が、角間川で留まり仙北郡に入っていないのは不自然といわねばならない。唐松神社の場合も、距離的にみて河辺郡に入ってもよさそうである。江戸時代、上三郡(雄平仙)・下三郡(河秋山)に分ける考え方があったが、それにも準じていない。ともかく郡域にこだわったことは確かであろう。国・郡のこうした問題は、中世・近世を通じ別途考えねばならないが、佐竹時代、社家は山本郡になかったし、秋田郡においても中世の比内郡(浅利氏が秋田氏配下に屏合されたとき、秋田郡に合併される)には社家はいなかった。これにもとづいて社家組織機構ができたことは前述の通りである。

高橋豊後の獅子廻りは、彼が守護する白山神社の信仰の及ぶ範囲に拠っていたが、一面において上のような郡区画の問題を残している。

養蚕の神は、六郷組の範囲に含まれる中里村にも見られる。真澄の『月の出羽道』中里邑の項に、次のような文章が載っている。

白神世におしら神また社、祭日三月十六日、齋主齋藤久兵衛。そもそも比御神は養蚕の御神霊にして、谷を隔て生ひ立る桑の樹の枝を伐りもて、東にあたる桑の朶を雄神とし西の方なるを雌神として、八寸あまりの東の末に人の頭を刻制て陰陽二柱の御神に準へて、絹綿をもてつつみひめかくして、巫女それを左右の手に握て、祭文、祝詞、祓き唱へて祈禱加持して祭る也。

これは白神社の例であるが、おしら様信仰は全県くまなく見出すことができる。高橋豊後のかかわっていた白山神社に、こうした風習があったかどうか明らかでないが、接近した所であるだけに参考になる。豊後の獅子廻りは他の記録によると春秋2回であった。繭を取る回数は地域によって異なり、2回～4回で、上州・信州あたりで4回、福島地方では3回であった。恐らく春秋の2回は、春と秋の繭のとれる季節に合わせたものと思われる。

当然のことながら、獅子廻りは波宇志別神社自体も行っていた。守屋勝貞が嘉永5年(1852)にまとめた「御用手控」には、……………御獅子郡廻りの砌……………郡廻り御獅子の砌……………などの語が時折

出てくる。『雪の出羽道』所収の「保呂羽山御開山以来祭祀之次第」にも、八月二十七日より九月朔日迄当村中御獅子廻之事、とある。また、「保呂羽山年中行事祭式之次第」には、「九月朔日為恒例御獅子八沢木一郷ヲ舞フ也」と記載されている。前掲「手控」は、8月27日から始まり、9月4・5・6日と郡廻りの続くことを記しているから、先ず八沢木を廻り、その後に郡内を廻ったものと思われる。手控の内容は、獅子廻りを始めるに当って、大友家で行う儀式的順序を問題にしたものであるが、郡廻りしたことは確かであろう。そしてこの場合の「郡」は平鹿郡であったと思われる。但しこの郡廻りが、どのような歴史をもっているかは明らかでない。

3. 労働力徴集

波宇志別神社では、毎年1月1日から年末にいたるまでかなりの神事を行っていたが、それにまつわる労働力の徴集はどのようになっていたであろうか。藩が、領内の寺社に対して統一的な制度を施していなかったことは、寺社に対する土地寄進の実態からも明らかである。すなわち、国内三社の場合はこのようにせよ、十二社の場合はこのようにせよ、或いは村内の堂社の屋根葺きはこのようにせよ、といった原則的施策はなかったということである。

国レベルで考えると、古代においては特定の大社には神郡があり、或る程度の原則があった。鹿島神宮に対する鹿島郡、香取神宮に対する香取郡、及び伊勢神宮の場合は三郡といった例がそれになる。この例が中小社にどう及んだかは明白でないが、古代・中世を通じ、郷・村においてもそれぞれのレベルにおいて行われていたらしい。勿論、荘園や地域的領主層の成立によって地域的な差違はあったであろうが、農民の負担は、次第に、義務と下からの奉仕の混在したものとなって推移していった。そして近世においては、寺社とそれぞれが鎮座する郷村との取り決めのもとに行われていたと思われる。拙稿「幕末期における松山浄明寺の周辺」(能代山本地方史研究)5号)では寺院の例を紹介しておいたが、『田代町史資料』所収「佐藤文治日記」には、経済的負担にかかわるものとして、

○嘉永7年(1854)閏7月20日

一神楽米尅石五斗年々之通り割合酒造飯米共可致事

○一伊勢堂葺替郷蔵指萱可致事

○安政2年(1855)8月18日

寺銭割合之義ニ付岩瀬村ニ而寄合可致趣申来候得共……

○安政5年(1858)10月10日

鎮守祭拙家当番 今日綴子ニ而……

○文久3年(1863)12月2日

寺銭尅人ニ付三貫三百文 打飯尅人ニ付尅升式割合合配符相違……

などの記載が見える。しかし夫役徴集に関する記事は見えない。但し七座天神が、今泉・前山・坊沢・綴子・鷹巣・太田新田・黒沢の各村々から、村役人を通じて雑用人夫を徴集していたことは、別稿の通りである。

保呂羽山も労働力を徴集していた。前掲手控によると、年間を通じて夫役が徴集されるのは年頭だけになっている。正月元日から八日まで「御規式」・「御神事」が行われることになっているが、同2日にそれに関する記載がある。先ず元日の神事には、門前から大平までの百姓が年礼のため参詣し、この時は御供物を下げて頂戴することになっていた。同三日には山崎村から北村までが、また同7日には上八沢木村と元(本)木の百姓が年礼にくることになっており、そしてその日は氏子が来社して午王札の仕事をする手筈になっていた。従って来社の日取りは集落によって一応定まっていたといえる。問題の二日の記録であるが、ここに出てくる夫役徴集の記述は、

①御山雪穴人足

②御山行歩夫

③御山勤番役所雪穴堀人足

の三つである。ここで言う雪穴は、祭礼の時参詣する人々がたむろする簡単な施設で、宝暦年間に火災のため木造の施設が焼失し、これにかえたという。一般の参詣人が使用する雪穴はこの際対象外で、ここで言うのは、神社が使用するか、武士利用のものであろう。

①については、手配を相談した結果、門前之者は申すに及ばず、大平其外上八沢木の百姓共を登山せしめて、とある。また②については、当所(八沢木)肝煎角助に書付をもって申達し、御山行歩夫8人、内三日夜中4人、同四日夜中4人、間違いなく相詰候様其手配給わるべく、としている。そして③については例年の通り門前之者共、さし登らせ、となっている。僅かこれ

だけの記述であるから細かい内容については何とも言えないが、八沢木村の範囲内に限定されていたことがわかる。「門前」については明らかでないが、上八沢木が含まれていないから、それよりも手前の屋敷台であろう。登り口から判断してもそう考えるのが妥当である。大小屋も或いは門前に含まれるかも知れないが、時折、地名がそのまま記載されているからその可能性は薄い。他方、前掲の年礼も、集落単位に来社していたが、記載されていない集落があるものの、これも八沢木村内に限定されていたと言ってよい。なお「大平」は八沢木村内の最北に位置する支郷で、仙北郡外小友村と接していた。前掲手控の、元旦の年礼にかかわる記載に、「門前より大平迄」、と地域を限定した使い方をしている箇所がある。これはやはり年礼が八沢木村内に限定されていたことを示すものであろう。

少し古くなるが、守屋文書延宝6年(1678)2月3日付の「御社領御青印」(写)に、

百五十石 別当守屋丹後守
内式十七石式斗 八沢木村之内
同六十五石五斗七升 開
同四十石八斗五升 外小友村
同十六石十升 角間川村

と見える。またこれより少しくだる『享保郡邑記』には、八沢木村の項に、「高百五十八石九斗六升二合保呂羽山御神領、別当大友治部少輔、森谷遠江守領す也」とある。後者の場合、神領の分布する村は不明であるが、高から判断すると、前者の記録に見える八沢木・外小友、及び角間川の各村であろう。他方、守屋文書によると、江戸時代後期の時点で、八沢木・上溝・板井田・袴形・松田新田・外小友の各村を掠として保持していた。掠(霞)は、修験や社家が、お札を配ったり祈祷したりする、いわゆる活躍の場を言うが、神領と共に保呂羽山東麓の近村にわたっていたことがわかる。

上に示したように、神領・掠の分布する村と、労働力を徴集した村を比べると一致しない。神領も掠も仙北郡にまで及んでいるのに対し、労働力徴集は郡内の八沢木村だけである。労働納は農民の側から見ると負担が大きいためか、郡方吟味役に軽減方を願い出た記録が手控に載っている。すなわち夫役は肝煎を通して

扱っていたといえる。前掲雪穴人足徴集の①・③の場合も、肝煎云々の記載はないが、一応公的手段に扱っていたものであろう。幕末の頃、藩北の七座天神も、天神方から村役人に対して雑役夫の調達を申し入れているから、この点は共通していたといえる。平鹿の郡奉行所(御役屋)は浅舞にあったが、守屋・大友も時折出入りしていた。従って統治機構と社は当然ながら深いかかわりをもっていたといえる。但し、組下から集める役銀は、組頭を通じ、七つの組を単位に徴集していた。

結びにかえて

社家は修験と共に、信仰とかかわっているだけに興味ある問題を含んでいる。従来、こうした庶民の精神面に関する分析は見逃される傾向にあり、今だにその後遺症が残っている。心の自由や、心の平和がいかに大事であるかは、最近の東欧の実態を見ても明らかであろう。歴史を分析するに当り、経済構造に重点をおく見方が長く続いたが、それだけに歴史を見直す作業も今後は必要になると思う。

それはともかく、今回は時間の関係で以上の紹介に留めておきたい。急な依頼であったため準備が不十分であった。研究は積み重ねが大事である。些細な分析も重なると厚く、濃くなって行く。その意味で館としても、切角守屋文書を所蔵しているのであるから、折を見て紹介を続けるつもりである。